

## 議案第80号

### 工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

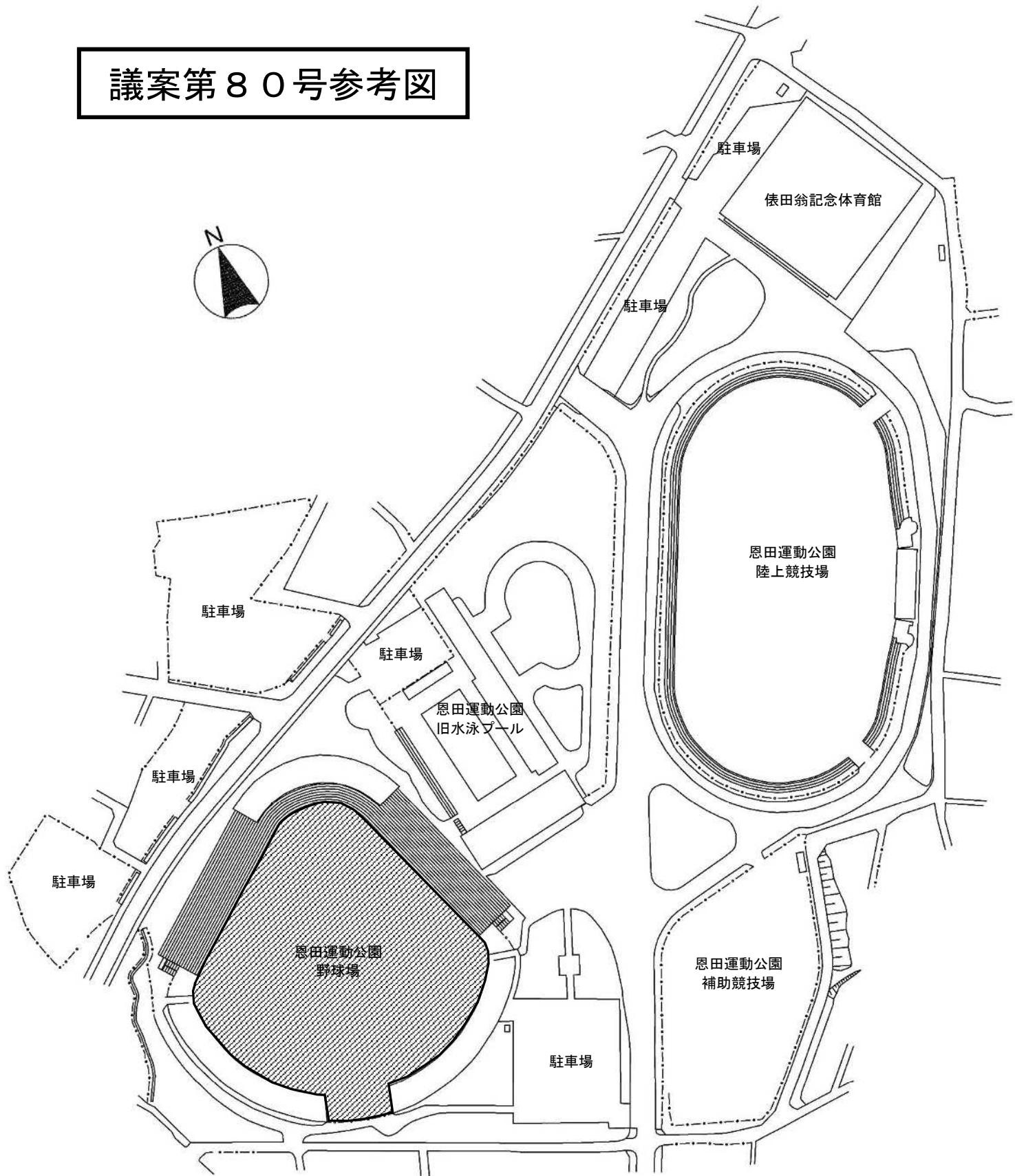
令和5年9月1日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

- 1 工事名 恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事
- 2 工事場所 宇部市恩田町四丁目1番4号
- 3 請負金額 一金 338,000,000円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 30,727,272円)
- 4 契約の方法 隨意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 工事の概要 (1) 人工芝舗装工事 一式  
(2) スコアボード改修工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
美津濃株式会社  
代表取締役社長 水野明人

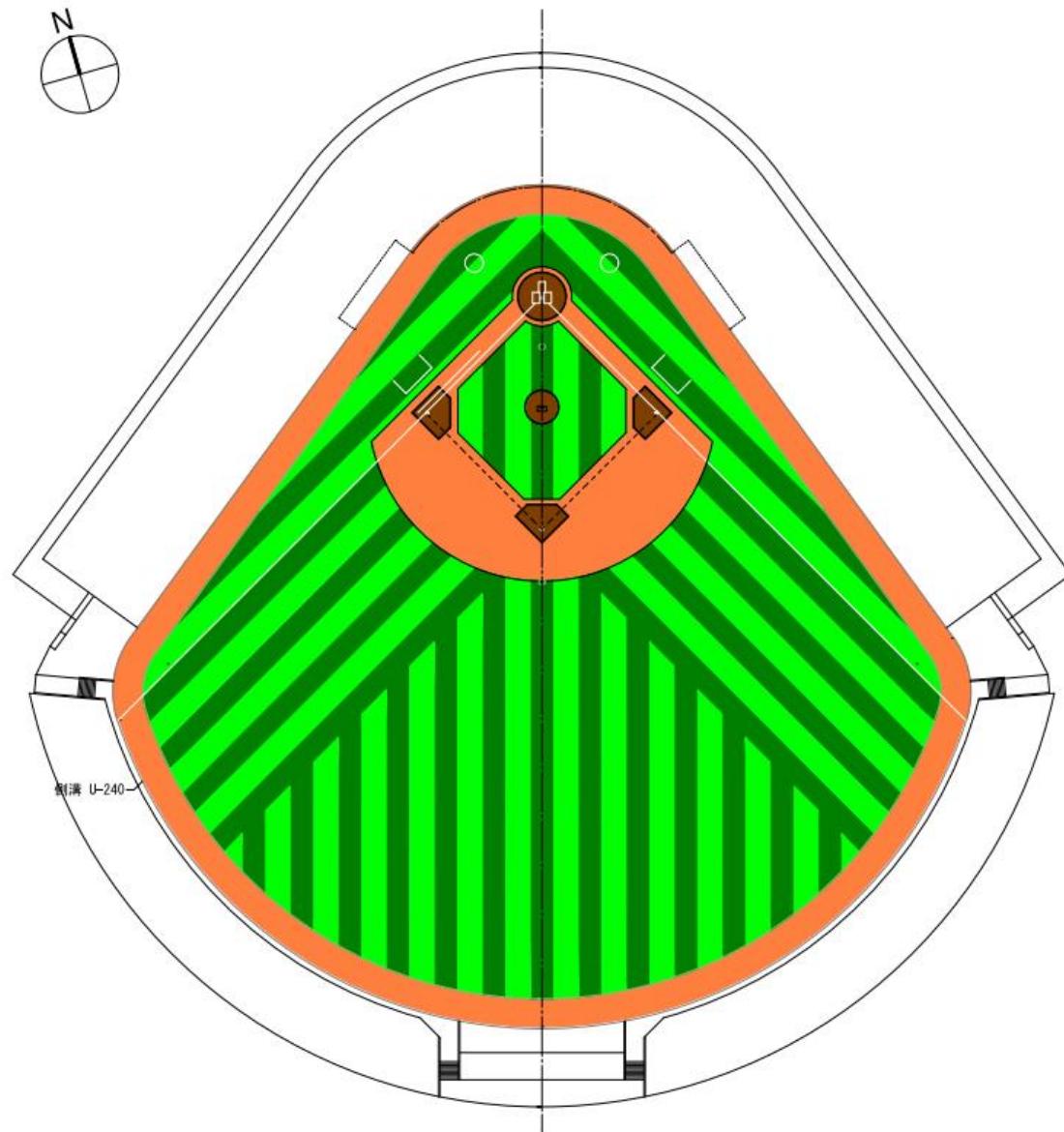
## 議案第80号参考図



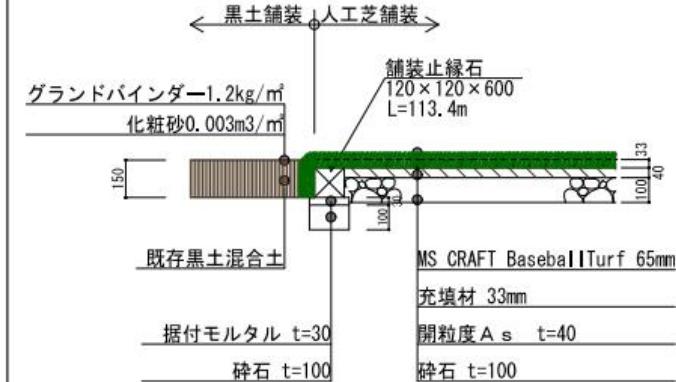
凡 例	
	工事箇所

配置図  
S=1:2,500

資料 1



黒土, 人工芝取合部 断面図 1/20

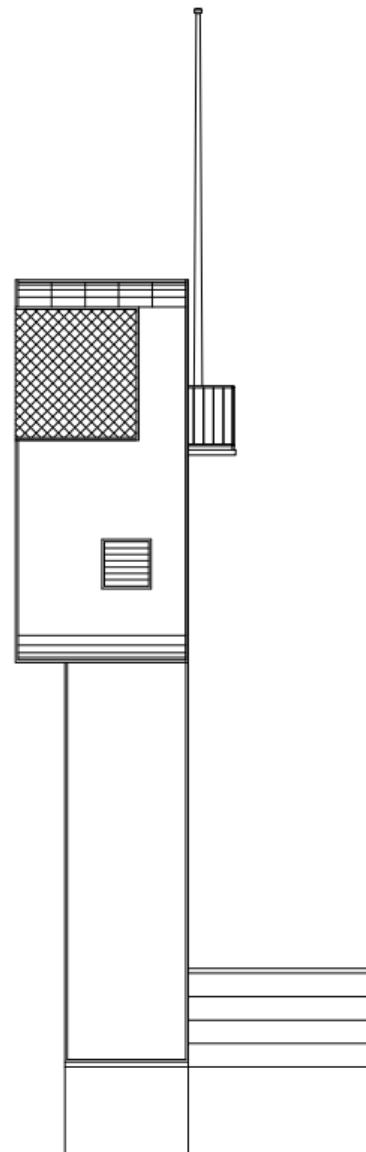
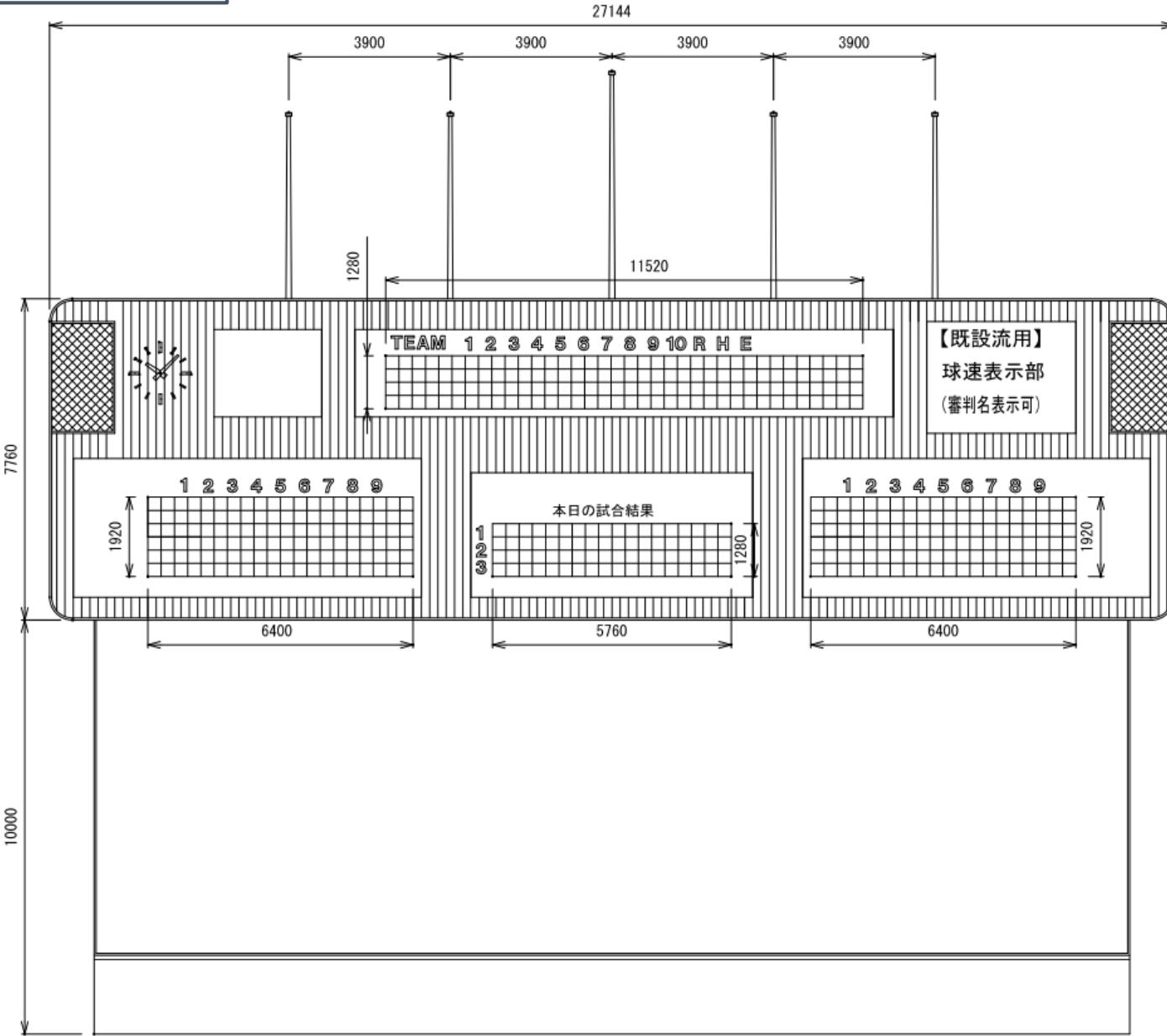


全体: 13,430.1m<sup>2</sup>

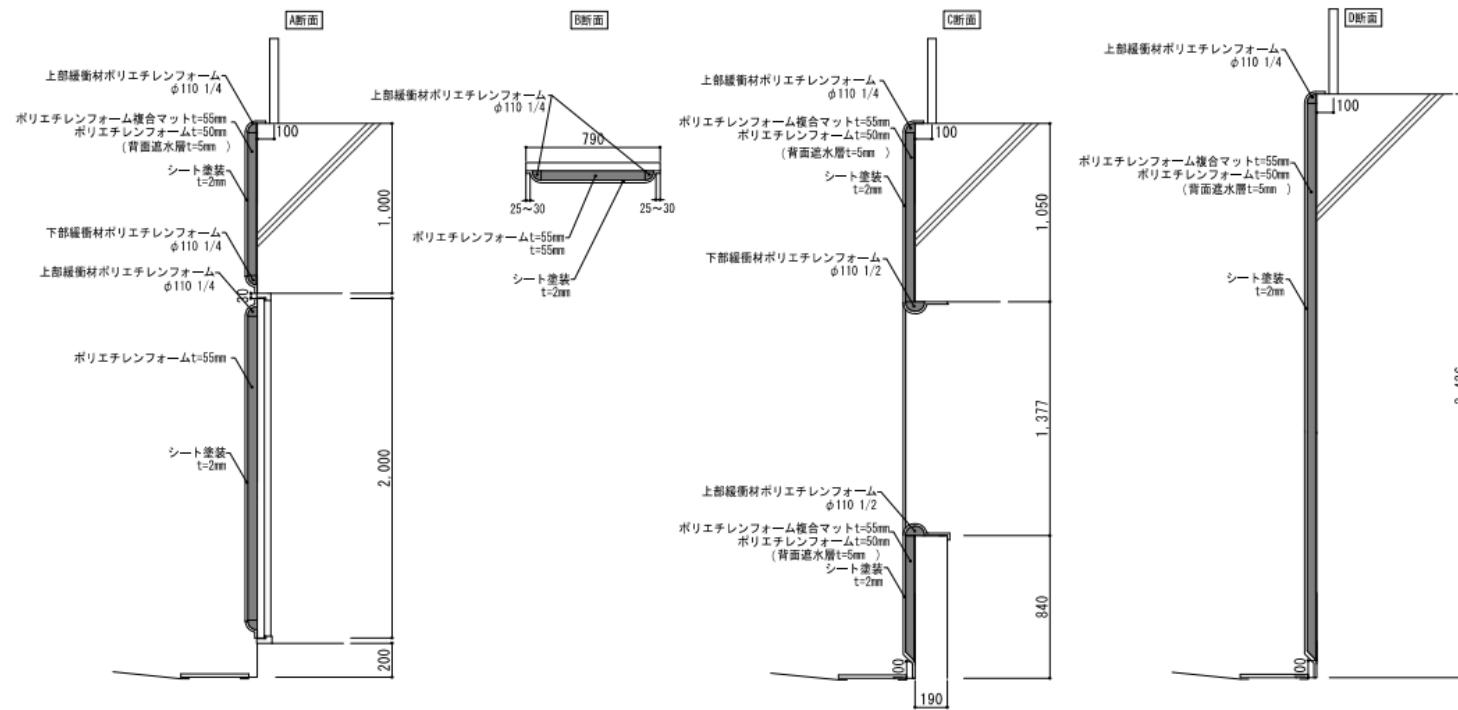
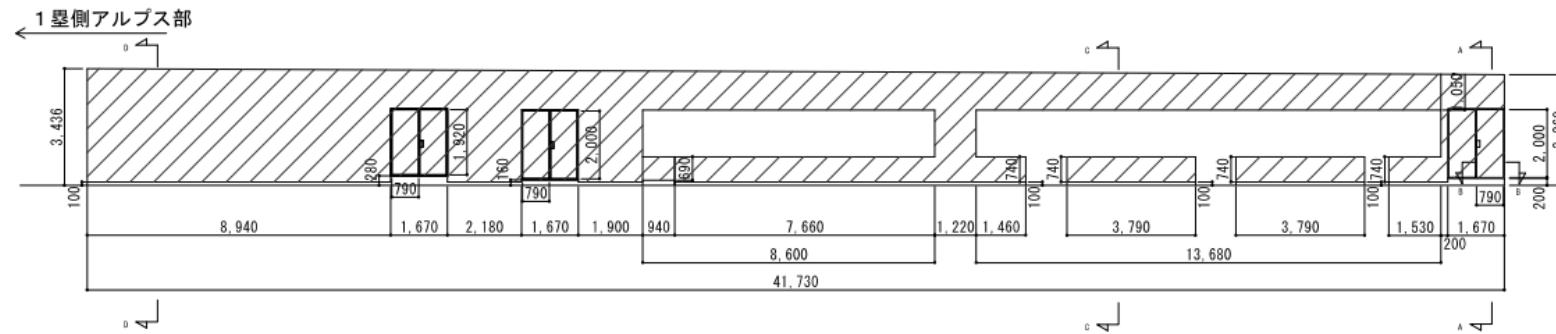
人工芝 (茶色):	3,204.7m <sup>2</sup>
人工芝 (緑色):	10,059.2m <sup>2</sup>
黒土:	166.2m <sup>2</sup>

※全体配置図からの作図の為面積に誤差がございます。

## 資料 2



## 資料 3



## 議案第七十六号

### 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

宇部市楠総合センター条例（平成十六年条例第六十六号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条の二を次のように改める。

（施設）

第二条の二 宇部市楠総合センター（以下「センター」という。）に次の施設を置く。

一 ルネッサンスホール

二 中会議室

三 小会議室

四 調理室

第二条の三を削る。

第三条第一項第一号中「火曜日」を「毎月第三火曜日」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を受けて」を削る。

第四条第二項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を受けて」を削る。

第五条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第一項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「あらかじめ指定管理者」を「市規則で定めるところにより、市長」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第六条中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同条第二号中「損傷する」を「損傷し、又は滅失させる」に改める。

第七条中「指定管理者」を「市長」に、「利用する」を「使用する」に、「使用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあつても、市は、その責めを

負わない。

第九条を次のように改める。

(使用料)

第九条 使用者は、別表の規定により算出して得た合計額に消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額の使用料を前納しなければならない。

第十条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「市長の承認を受けて、利用料金」を「使用料」に改める。

第十一条の見出し及び同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者において」を「市長が」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。  
第十二条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条ただし書中「あらかじめ指定管理者」を「市長」に改める。

第十三条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改める。

第十四条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とする。

「

別表中

利用区分	利用時間
------	------

を

使用区分	使用時間
------	------

に、

栄養実習室

一、〇〇〇円

一、四九六円

二、〇〇〇円

調理室

三〇〇円

四五〇円

六〇〇円

に改め、

「

同表備考第一号を削り、同表備考第二号中「利用時間」を「使用時間」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同号を同表備考第一号とし、同表備考第三号中「利用の」を「使用の」に、「利用時間」を「使用時間」に、「利用を」を「使用を」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考第四号中「利用する」を「使用する」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同号を同表備考第三号とし、同表備考第五号中「及び」を「又は」に、「利用する」を「使用す

る」に、「利用料金」を「使用料」に、「所定」を「それぞれ所定」に改め、同号を同表備考第四号とし、同表備考第六号中「利用時間」を「使用時間」に、「利用する」を「使用する」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第七号を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

#### 「説明」

宇部市楠総合センターの管理手法の変更及び宇部市総合支所の移転に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

(指定管理者による管理)

第二条の二 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、宇部市楠総合センター（以下「センター」という。）の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第二条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 センターの利用の許可（許可の取消しを含む。）に関すること。

二 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

三 センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

四 その他センターの管理及び運営に関する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

(開館日)

第三条

一 火曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第四条

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず

(施設)

第二条の二 宇部市楠総合センター（以下「センター」という。）に次の施設を置く。

一 ルネッサンスホール

二 中会議室

三 小会議室

四 調理室

新

照

新

旧

新

新

新

新

旧

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、前項の開館時間を変更することができる。

#### (利用の許可)

- 第五条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

#### (許可の制限)

- 第六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。
- 二 施設又は附属設備を損傷する  
おそれがあるとき。

#### (許可の取消し等)

- 第七条 指定管理者は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

#### (利用料金)

- 第九条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を前納しなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

#### (利用料金の減免等)

- 第十条 指定管理者は、前条の規定にかかる

、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

#### (使用の許可)

- 第五条 センターを使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

#### (許可の制限)

- 第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。
- 二 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

#### (許可の取消し等)

- 第七条 市長は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用的許可を取り消し、使用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

- 2 前項の措置によつて使用者に損害が生ずることがあつても、市は、その責めを負わない。

#### (使用料)

- 第九条 使用者は、別表の規定により算出しう得た合計額に消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額の使用料を前納しなければならない。

#### (使用料の減免等)

- 第十条 市長は、前条の規定にかかる

らず、特別の理由があると認めるときは、  
市長の承認を受けて、利用料金を減免し、  
又は後納させることができる。

(利用料金の還付)

第十一條 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸及び譲渡の制限)

第十二條 利用者は、センターの利用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第十三條 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第七条の規定により利用の許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに器具その他の物件を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第十四条 利用者は、センターの利用に伴い施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力によるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第十五条 市長は、第二条の二の規定にかかわらず、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他特別の事情があるときは、必要な限度において、第二条の三各号に掲げる業務を行うものとする。

2 前項の場合において、第三条第二項及び第四条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を受け

らず、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免し、又は後納させることができる。

(使用料の還付)

第十一條 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸及び譲渡の制限)

第十二條 使用者は、センターの使用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第十三條 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第七条の規定により使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに器具その他の物件を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第十四条 使用者は、センターの使用に伴い施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力によるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第十五条 市長は、第二条の二の規定にかかわらず、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他特別の事情があるときは、必要な限度において、第二条の三各号に掲げる業務を行うものとする。

2 前項の場合において、第三条第二項及び第四条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を受け

て」とあるのは「ときは」と、第五条から第七条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第九条第一項中「指定管理者」に対し、使用料」と、同条第二項中「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として收受させるもの」とあるのは「前項の使用料の額は、別表に定めるとおり」と、第十条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を受けて、利用料金」とあるのは「使用料」と、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第十二条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第十六条

別表（第九条関係）

利用区分	利用時間	
	午前八時	午後五時
三〇分から正午まで	午前八時	午後五時
午後五時から午後一〇時まで	午後五時	午後五時
二、〇〇〇円	一、四九六円	一、〇〇〇円

備考

一 利用料金の額は、指定管理者が定める額に消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

(委任)

第十五条

別表（第九条関係）

使用区分	使用時間	
	午前八時	午後五時
三〇分から正午まで	午前八時	午後五時
午後五時から午後一〇時まで	午後五時	午後五時
六〇〇円	四五〇円	三〇〇円

備考

二 利用時間が各区分の利用時間に満たないときの利用料金の額は、当該区分の所定の額とし、利用時間が二以上の区分にわたるときの利用料金の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。

三 利用の当日において、利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始するときの一時間当たりの利用料金の額は、現に許可を受けている利用時間の区分に係る所定の額（二以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額）の一時間当たりの額の二割増しの額とする。この場合において超過する時間に一時間に満たない時間がある場合は、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

四 営利を目的としてセンターを利用する場合における利用料金の額は、所定の額の三倍の額とする。

五 高光度設備及び冷暖房を利用する場合における利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。

六 利用時間には、実際に利用する時間のほか、準備及び原状に復するために要する時間を含む。

七 第十五条第一項の場合において、第一号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が定める」とあるのは「(イ)の表の規定により算出した」と、第二号から第五号までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

一 使用時間が各区分の使用時間に満たないときの使用料の額は、当該区分の所定の額とし、使用時間が二以上の区分にわたるときの使用料の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。

二 使用の当日において、使用時間を延長し、又は繰り上げて使用を開始するときの一時間当たりの使用料の額は、現に許可を受けている使用時間の区分に係る所定の額（二以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額）の一時間当たりの額の二割増しの額とする。この場合において超過する時間に一時間に満たない時間がある場合は、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

三 営利を目的としてセンターを使用する場合における使用料の額は、所定の額の三倍の額とする。

四 高光度設備又は冷暖房を使用する場合における使用料の額は、それぞれ所定の額の二割増しの額とする。

五 使用時間には、実際に使用する時間のほか、準備及び原状に復するために要する時間を含む。

## 議案第76号 楠総合センター条例中一部改正の件について

### 1 概要

楠総合センターについては、福祉総合相談窓口、楠地区社会福祉協議会や子育てサークルなどの福祉機能と文化施設のルネッサンスホールを残しつつ、北部総合支所機能移転に向け改修工事を行っており、11月には総合支所として供用を開始する予定としている。

今回の機能移転に伴い、管理手法の変更及び所要の整備を行うため条例の一部を改正するものである。

#### 施設の概要

施設名称	宇部市楠総合センター
目的	市民の福祉の増進と生活の向上を図るための施設
所在地	宇部市大字船木 442 番地 11 (2ページ「楠総合センター案内図」参照)
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
敷地面積	4187.09 m <sup>2</sup> 延床面積:1790.50 m <sup>2</sup>
開設	平成3年度(1991年)

### 2 改正の内容

#### (1) 指定管理者による管理の廃止

今回の機能移転等により行政機能を有する施設となることから、市で施設管理を行うため指定管理者に係る規定を廃止又は改正する。

#### (2) 開館日の変更

閉館日を年末年始と第三火曜日とする。現在(工事前まで)の運用に合わせて改正する。

#### (3) 貸館部分の名称及び料金の改正

4か所ある貸室のうち、改修工事により栄養実習室(60.0 m<sup>2</sup>)が無くなり、代わりに調理室(18.29 m<sup>2</sup>)が設置される。名称を変更するとともに、栄養実習室と調理室の面積割合に応じて、料金を改正する。

#### 利用時間帯別利用料(税込) 使用料へ

貸室	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
ルネッサンスホール	4,000円(4,400円)	5,000円(5,500円)	7,700円(7,000円)
中会議室	1,000円(1,100円)	1,496円(1,645円)	2,000円(2,200円)
小会議室	1,000円(1,100円)	1,496円(1,645円)	2,000円(2,200円)
栄養実習室	1,000円(1,100円)	1,496円(1,645円)	2,000円(2,200円)

↓

調理室	300円(330円)	450円(495円)	600円(660円)
-----	------------	------------	------------

#### (4)その他

貸室を規定。条ずれ等の整備。

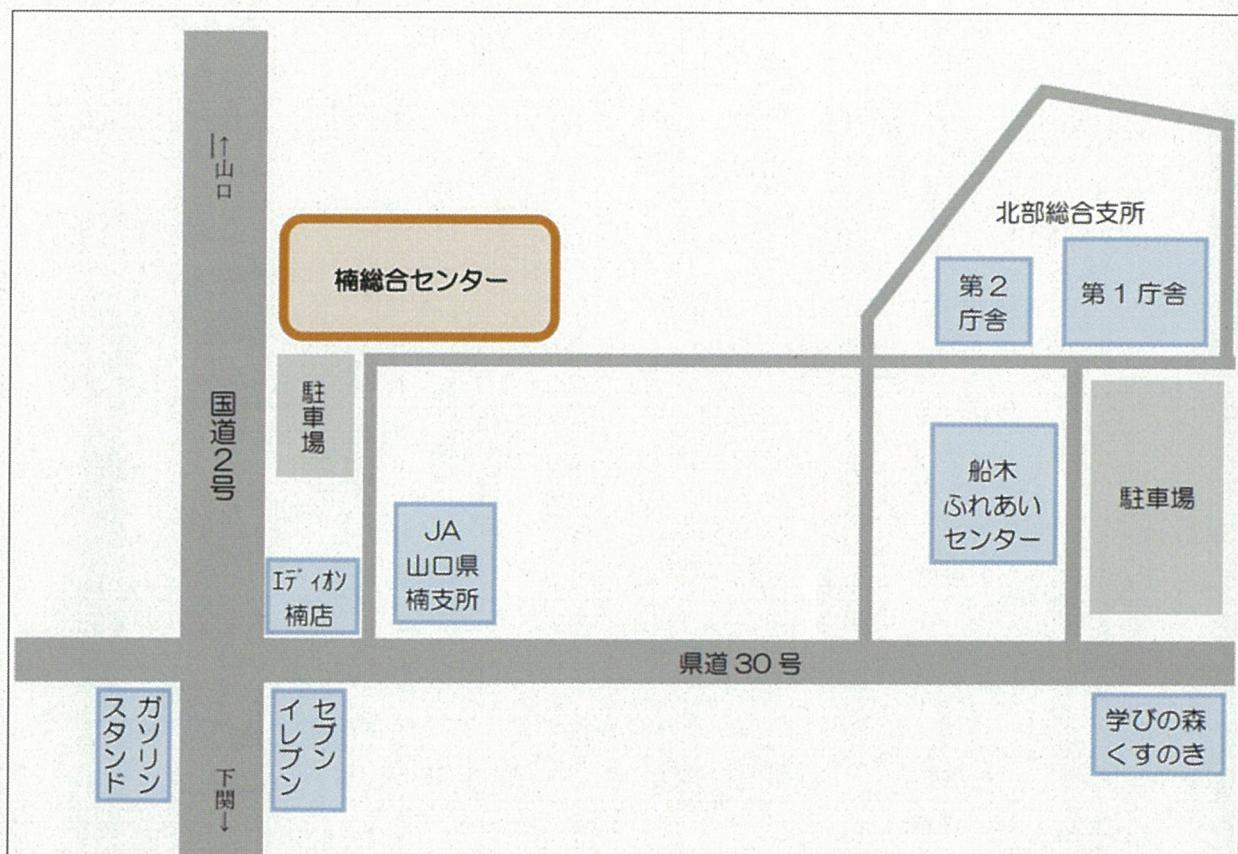
### 3 施行日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(理由)

総合支所の移転に合わせて改正後の条例を適用する。移転日は 11 月 6 日の予定だが、変更となる可能性があるため、公布の日から 2 か月以内としている。

### 4 楠総合センター案内図



議案第七十七号

宇部市保健センター条例中一部改正の件

宇部市保健センター条例（昭和五十五年条例第十三号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭一

第二条を次のように改める。

（名称及び位置）

第二条 保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 宇部市保健センター

二 位置 宇部市琴芝町二丁目一番十号

第三条中「保健センター」を「宇部市保健センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

地域保健サービス実施体制の見直しに伴い、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

新

(名称及び位置)

第二条 保健施設（以下「保健センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇都市保健センタ一	宇都市琴芝町二丁目一番〇号
宇都市楠保健センタ一	宇都市大字船木字野田四二番地一一

(名称及び位置)

第二条 保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 位置 宇都市保健センター
二 位置 宇都市琴芝町二丁目一番十号

(参考)

新

旧

対

照

表

新

(事業)

第三条 保健センターは、次の事業を行ふ。

(事業)

第三条 宇都市保健センターは、次の事業を行ふ。

令和5年9月11日  
健康福祉部 健康増進課

## 議案第77号 宇部市保健センター条例中一部改正の件について

### 1 概要

現在、市民の健康の保持増進を図るため、市内2か所に保健センターを設置しているが、地域保健サービスの実施体制の見直しに伴い、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するものである。

### 2 宇部市楠保健センターの経緯

年度	楠保健センターの業務体制等	専門職の配置
H16.11.1 楠町と宇部市が合併	旧楠町民の利便性等を考慮し、楠保健センターの機能を残す。	保健師3名（常駐）
H20～H24	来所や電話による相談業務を実施。 保健事業は宇部市保健センターから出向いて実施。	保健師・看護師の2名（常駐）
H25	保健業務は宇部市保健センターから出向いて実施。職員不在時の電話相談は転送により対応。	毎週水曜日の午前に保健師1名駐在
H26～R5	地域保健・福祉支援チームを配置。 北部総合支所に常駐する専門職が、 北部地域の保健活動を実施。	保健師等の専門職1名～3名 (北部総合支所に常駐)

### 3 地域保健サービス実施体制の見直し

#### ●平成26年度から段階的に地区担当制を導入

あわせて、保健センターの中核的機能である企画立案については、宇部市保健センターすべてを担うこととして集約

#### ●平成28年度、北部総合支所や市民センターなど地区担当の専門職を分散配置を完了 ふれあいセンターを拠点に住民に身近な場所で健康づくりの取組を実施

#### ●楠保健センターは、保健事業実施施設としての機能を継続

#### ●北部総合支所が楠総合センターへ支所機能を移転することに伴い、公共施設マネジメントの観点から楠保健センターを廃止

### 4 宇部市保健センターの拠点体制及び機能

地域保健法第十八条に基づき、市内全域の健康づくりの拠点として設置しており、市民の健康の保持及び増進を図るため、次の事業を企画・立案し、地区担当へ情報提供を行い、地区ごとの健康づくり活動に活かしている。

- ・健康診査及び保健指導等の保健業務に関する事業
- ・健康教育及び保健指導、栄養指導等に関する事業

- ・疾病の予防に関する事業
- ・その他市民の健康増進に関する事業
- ・新型コロナウイルス感染症対策や災害対策の実施に必要な物資、資材の備蓄 等

## 5 施行日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(理由)

総合支所の移転に合わせて改正後の条例を適用する。移転日は 11 月 6 日の予定だが、変更となる可能性があるため、公布の日から 2 か月以内としている。